

JAS構造材供給体制の構築支援事業 助成金について

Q & A

- ①全般について
- ②認証取得の支援について
- ③人材育成について
- ④機械器具の導入について
- ⑤アドバイザー派遣について
- ⑥連携体制の構築について
- ⑦窓口設置について
- ⑧その他

① 全般について

Q1 JAS構造材供給体制の構築支援は具体的にどんな内容なのでしょうか。主なターゲットは誰でしょうか。

A この事業は、改正建築基準法の施行を踏まえて、品質・性能の明らかなJAS構造材の供給拡大に向けて、新たにJAS認証を取得するための取組やJAS認証工場のJAS材供給量拡大に資する取組を支援します。

具体的な取組としては、

- ▶ J A S 構造材の品質管理等に必要な人材の育成を目的とした研修の実施
- ▶ J A S 格付に必要な木材含水率計など機械器具の導入（購入価格50万円未満に限る）
- ▶ J A S 認証工場等へのアドバイザー派遣
- ▶ 地域の J A S 認証工場の製材工場が連携して連携体制の構築
- ▶ J A S 構造材の調達に係る情報窓口の設置等になります。（公募要領第4参照）

- ▶ この事業の対象者は、JAS認証取得やJAS材供給量拡大に取り組む団体です。
- ▶ JAS認証の取得に取り組む製材工場、JAS材供給量の拡大に取り組む製材工場等の個別の会社は、事業申請の対象としていないのでご留意願います。（公募要領第5参照）³

Q2

提案できない経費で、構築事業の実施に関連のない経費とありますが、例えば具体的にどんな経費のことでしょうか。

A

この事業では、新たにJAS認証を取得するための取組やJAS認証工場のJAS材供給量拡大に資する取組を支援することとしているので、例えば販路拡大に向けてのイベント等普及の取組やサプライチェーンの構築に向けた取組みは構築事業の実施に関連のない経費となります。

Q3

助成金の額は一件当たりいくらを予定していますか。

A

原則として500万円を上限としています。（公募要領第6、第9参照）

Q4

事業実施の途中で、取組項目の追加や取組件数の増加は可能か。また、やむを得ず実施が困難となった取組が発生した場合の取扱いを説明してください。

A

事業実施の途中で、取組項目の追加や取組件数の増加、実施予定金額の大幅な増減が見込まれる場合には、速やかに全木連にご相談下さい。その上で様式第8号の助成金変更申請書を提出することとなります。審査の結果適切な変更であると認められる場合で予算の範囲内で対応可能と判断できるものについては、様式第9号の助成金変更申請確認通知書により通知します。

やむを得ず実施が困難となった場合の取扱いは同様となります。

② 認証取得の支援について

Q1

JAS認証取得の支援については、JAS認証申請が必須要件となりますか。
また、支援の対象となるJAS認証申請の期限はありますか。

A

JAS認証取得支援の要件とし、原則事業期間内に認証申請書を全木検、北林検等に提出することとします。ただし、やむを得ない事情により認証申請書が事業期間内に提出できないことが見込まれる場合には速やかに事務局まで相談して下さい。

Q2

造作用製材でJAS認証を取得する取組は助成対象となりますか。

A

本事業は構造材のJAS認証を取得する取組に支援するものであるため、造作用製材のJAS認証は助成対象外となります。

Q2-2

機械等級ヒノキ正角の認証を受けているJAS工場が、機械等級ヒノキ平角の認証を受けるため、変更届を申請する取組は助成対象となりますか。

A

JAS認定を受けているJAS工場の認定品目や区分の追加はJAS構造材の供給体制の拡大に資する取組であるので助成対象となります。
正角の認証を受けているJAS工場が平角の認証を受ける場合の他、樹種の追加や目視等級区分構造用製材（未乾燥）の認証を受けている工場が（人工乾燥）の認証を受ける場合や人工乾燥処理の認証を受けている工場が含水率基準を変更する場合（SD20からSD15）なども助成対象となります。

Q3

JAS認証の取得には、公的試験機関による事前試験を行う必要がありますが、この試験にかかる費用として試験機関に支払う試験費や試験体の費用も助成対象となりますか。助成対象となる場合の経理手続きはどのようにすればよいか。

A JAS認証申請に必要な認証手数料やJAS格付の検査費用は助成対象外ですが、認証申請の準備として実施する事前試験に必要な経費については助成対象としています。具体的には、公的試験機関に支払う試験費、試験体費（販売できない場合に限る（自社利用は可）。）や試験体の輸送費を想定しています。

また、経理手続きについては、JAS認証の申請を行おうとしている製材工場が支払ったことがわかる資料（公的試験機関に支払った試験費の領収書の写し、運搬費の領収書の写し、試験体費がわかる書類）を添付した助成金申請書を提出させ、助成対象と認められる場合に、取組事業者が当該製材工場に助成金を支払うこととします。

この場合も助成金は消費税抜きとなります。

Q4

JASの新規取得に向けて取組んでいるものの、事業実施期間中にJAS認証申請が間に合わなかった場合の取扱いを教えてください。

A

JAS認証申請に取組む製材工場が実施する試験費等を助成する場合は、助成を受けた製材工場が事業期間内に登録認証機関に認証の申請を行うことを条件とします。ただし諸般の事情により事業実施期間に認証申請が困難となった場合には、全木連にご連絡ください。

本事業期間内の認証申請が困難となった理由や今後の認証申請見通し等を確認し対応を指示します。その場合、製材工場から確実に認証申請することを示す文書を提出していただくこととなります。

認証申請の意思が無くなった場合には、認証申請に向けた取組に係る経費を除外して交付申請することとなります。

Q5

県外で実施する認証取得に向けた現地研修会は助成となりますか。

A

JAS認証に取り組む製材工場があるなかで、自県で認証取得に向けた効果的な現地研修（既存の優良なJAS認証工場への見学会等）が困難な場合に、現地研修会を県外で実施する場合は助成対象となります。

（県外で計画するセミナー（講師等を招聘して実施する座学等）等は助成対象外です。）

この場合、現地研修会を受け入れた工場等に対する謝金や旅費のほか、当該工場等までの移動費（バス借上げ料等（自家用車での移動は対象外））が助成対象となります。

③ 人材育成について

Q1

JAS構造材の品質管理に必要な人材育成とは、どんな育成でしょうか。また、どんな育成のプランがあるのでしょうか。

JAS認証の書類審査で

A

- ①製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
- ②品質管理の実施方法
- ③品質管理を担当する者の資格及び人数
- ④格付の組織及び実施方法
- ⑤格付を担当する者の資格及び人数

が審査されます。

品質管理又は格付を担当する者の資格要件については、品質管理担当者等の要件 を参照してください。

(出典：全国木材検査・研究協会 HP 製材のJAS制度)



一般社団法人全国木材検査・研究協会

品質管理又は格付を担当する者（資格者）の資格要件について

一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下、「製材」という。）では、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」（令和元年8月15日農林水産省告示第669号）及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準」（令和2年6月1日農林水産省告示第1068号）が規定する品質管理又は格付を担当する者の能力及び認証工場の適正な業務の実施を確保するため、認証工場が配置する担当者又は責任者には次表に掲げる資格要件を適用しています。

資格要件における「認証の区分」とは、製材（JAS1083（保存処理を除く））、枠組材（JAS0600（保存処理を除く））及び保存処理材（JAS1083及びJAS0600共通（保存処理に限る））であり、全木検が開催する「認証の区分」に応じた研修会に参加し、所定の成績を修めた方には研修修了書が発行されます。これらの研修会については、全木検ウェブサイトの“研修会・イベント”のページ（<http://www.jlra.jp/event.html>）を参照してください。

区 分	資格要件
品質管理担当者	製造又は試験研究に1年以上従事した経験がある者。
品質管理責任者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理担当者。
製品の材面の品質検査担当者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持し、対象製品の選別の業務に6か月以上従事した経験を有する者。
格付検査担当者	次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している者。 ①林業、林産又は工業の専門的な大学（専門学校を含む）を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者。 ②林業、林産又は工業の専門的な高校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有する者。 ③林業、林産又は工業以外の大学又は高等専門学校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有する者。 ④林業、林産又は工業以外の高校を卒業し、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者。 ⑤①～④以外で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者。
格付責任者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理責任者ではない格付検査担当者。
格付担当者	認証の区分に応じた有効な研修修了書を所持している品質管理責任者ではない者であり、かつ、認証対象製品の選別の業務に6か月以上従事した経験を有する者。

注）取扱業者の代表者は、資格者の対象としていません。

Q1-2

品質管理等に必要な人材育成について、品質管理に必要な資格として木材乾燥士などが該当すると思いますが、助成対象となる資格はどのようなものがありますか。また、資格の取得や更新に係る費用への助成範囲を教えてください。

A

品質管理又は格付を担当する者の資格要件については、品質管理を担当とする者（資格者）の資格要件について（品質管理担当者等の要件）を参照してください。

これらの資格要件を満たすための新たな資格者に対する養成研修の受講料については助成対象とします。

この他、都府県においては、品目・区分が人工乾燥材の場合には木材乾燥士（公益社団法人日本木材加工技術協会）又は針葉樹製材乾燥技術者（公益社団法人日本住宅・木材技術センター）の資格取得者を1名以上配置する必要があります。また、保存処理材の場合には木材保存士（公益社団法人日本木材保存協会）の資格取得者を1名以上配置する必要があります。

このことを踏まえ、本事業では認証を取得する品目・区分に応じて木材乾燥士、針葉樹製材乾燥技術者及び木材保存士の取得に係る①資格検定試験手数料②登録手数料（講習会受講料を含む）を助成対象とします。

ただし、養成研修の受講や資格試験の受験に伴う旅費等については助成対象外とします。

Q2

人材育成で管理者の資格を取得するのは、1社で何名でもいいのでしょうか

A

JAS認証取得の審査に必要な資格者の人数については、全国木材検査・研究協会のHPでご確認ください。また、この事業で支援する対象者の制限はありません。

ただし資格の更新に要する費用は対象外となります。

④機械器具の導入について

Q1

JAS格付に必要な機械器具の導入とありますが、リース以外で購入した場合は、どこで管理するのでしょうか。また貸し出しはどこまで可能でしょうか。可能な場合の手続きを教えてください。

A

機械器具は取組事業者が購入し、取組事業者自ら管理することとなります。個々の製材工場が導入する場合は助成対象とはなりません。導入した機械器具は取組事業者の使用を想定しています。取組事業者以外に使用させる必要がある場合には、使用・管理についての契約を交わす必要があります。

Q2

JAS格付に必要な機械器具の導入で高額でないものとありますが、もし、高額なものを購入した際には、どうすればよいのでしょうか。実地事業終了の取り扱いについても教えてください。

A

機械器具については50万円未満のものが対象となります。購入金額が50万円以上の場合には助成対象とならないので、リースを検討して下さい。

購入した機械器具については事業終了後も耐用年数が経過するまでの間、財産等管理台帳（様式第10号）で善良なる管理者の注意義務をもって管理する必要があります。

参考にはなりますが、測定機器の耐用年数は5年になります。

Q3

JAS格付に必要な機械器具の導入(高価でないもの)について、具体的にどのような機械器具が対象となるのか。また、備品を購入する際の注意点ありますか。

A

木材の含水率を測定する携帯型マイクロ波水分計や強度を測定する携帯型木材強度測定器等を想定しています。その他の機械器具についてはご相談下さい。

なお、取組事業者が購入する場合が対象で、個々の製材工場が購入する場合は助成対象外となります。また、**50万円以上のものは助成対象外となります。**

また備品の使用目的を踏まえ、性能や使いやすさ金額等を考慮して購入してください。

含水率計を導入する場合には(公財)日本住宅・木材技術センターによる「針葉樹製材に用いる含水率計の性能認定」で認定された携帯型マイクロ波水分計をお勧めします。

Q4

途中で事業を中止した際は、備品等購入していたらどうすればいいのでしょうか。また、高額な備品を購入していた場合も教えてください。

A

取組事業者は事業が完了したのち、期限までに取組実施報告書件助成金精算払請求書を提出する必要があります。(公募要領第16, 第17参照)

事業を途中で中止した場合は事業が完了していないので、**途中までの取組は助成対象とならないので自主財源での購入となります。**

なお、交付決定の内容に変更が生じる場合には、事前に全木連に相談して下さい。

(公募要領第18参照)

⑤ アドバイザー派遣について

Q1

JAS認証工場等へのアドバイザー派遣について、どのような場合にアドバイザー派遣が可能ですか。また、全木連からアドバイザーの紹介は可能でしょうか。

A

製材工場における品質管理や乾燥技術の向上のため技術力を高める場合や工場の生産性を高めるための体制の改善に取り組む場合などが想定されます。また、複数の製材工場が連携してJAS材の供給量を高めるため、先進的に取り組んでいる者や研究者等から手法や注意点などのアドバイスを求める場合なども対象とします。

アドバイザー派遣について、全木連が直接紹介することはありませんが、先進的な事例等についての紹介は可能な範囲で対応します。

⑥ 連携体制の構築について

Q1

既存のJAS認証工場を核とする複数工場によるJAS製品の供給体制を構築するための先進地視察は助成対象としてよいか。

A

本年度の取組としては、先ず先進的に取組んでいる事業者を招聘した研修会の開催を助成対象としており、先進地視察は助成対象としていません。

Q2

地域のJAS認証工場の連携体制の構築について、地域のJAS認証工場が連携して、施主や設計士等に非住宅建築物等へのJAS材利用を働き掛ける取組は助成対象となりますか。

A

構築支援事業は、個々の製材工場の品質管理等の技術力や地域のJAS材の供給力を高めることを目的としています。連携体制の構築については、複数の製材工場が連携することにより、JAS材の供給量の増加に向けた取組を支援するものです。このため、JAS材の需要量を増やすための取組は助成対象としていません。

⑦ 窓口設置について

Q1

JAS構造材の調達に係る情報窓口の設置とありますが、具体的にどんなことでしょうか。専用事務所が必要なのでしょうか。

A

非住宅の木造化を進めるなかで、設計者等の需要側からJAS構造材が必要な時に調達できない、どんなサイズなら調達可能なのかわからない、誰に相談したら良いのかといった声が寄せられています。

こうした声に応えるため、取組事業者が、JAS構造材の調達に関する相談等を受付ける窓口を設置し、窓口業務を実施する取組が支援対象です。

個々の製材工場が実施する窓口業務は営業活動の一環となるので助成対象外となります。

⑧ その他

Q1

備品と消耗品の判断基準を教えてください。

A

当該事業で調達する備品や消耗品の違いは調達金額で判断します。

備品は調達価格が10万円以上で50万円未満のもの
消耗品は調達価格が10万円未満のものとなります。

Q2

機械等級区分構造用製材の認証に向けて整備し新たに認証申請する工場が、今般の機械等級区分構造用製材の規格改正に伴い、予期せぬシステムの変更が必要になっているが、この工場が認証申請に当たりシステム変更に伴う経費についても助成対象となるのか。

A

新たな認証取得に係る部分については対象となるが、取得済みの認証に係る部分については施設の改修に当たるため、助成対象とはなりません。